

「個人情報保護に関する法律についての 経済産業分野を対象とするガイドライン」 等に関するQ & A

Q

A

1. (1) 「個人情報」(ガイドライン2頁)

1	地図に住所を表示するシステムについて、住所データが含まれています。個人情報に該当しますか。	単に、地図上の地点を示すのみならば、通常は特定の個人を識別できないので、個人情報とはいえないものと考えます。(2005.1.14)
2	個人情報に該当する事例1で「本人の氏名」とありますが、同姓同名の人もあり、ほかの情報がなく氏名だけのデータでも個人情報といえるのでしょうか。	同姓同名の可能性もありますが、氏名があれば、社会通念上、特定の個人を識別できるものと解されます。(2005.1.14)
3	個人情報に該当する事例5の「周知の情報を補って認識することにより特定の個人を識別できる情報」とは何ですか。	例えば、「現在の経済産業大臣」とだけあって、氏名がない情報でも、周知の情報を補えば、特定の個人が識別できるので個人情報に該当します。(2005.1.14)
4	個人事業主の財務情報等は個人情報ですか。	例えば、「山田太郎商店」などであれば、個人が特定されるので個人情報となりえます。結果的に個人経営であった場合のように、企業情報であっても個人情報ではないと解される場合もありえます。(2005.1.14)
5	企業の代表者の情報等の公開情報を個人情報として保護する実益は何もないのではないのでしょうか。	個人情報の保護は、プライバシー保護の観点とは異なります。個人情報は、他のデータとのマッチング等によって価値が生じうることなどから、公開情報であっても保護すべき実益はあるものと考えます。(2005.1.14)
6	外国に居住する外国人の個人情報についても、個人情報保護法上の保護の対象になりますか。	対象となり得ます。(2005.1.14)
7	取引先の企業の担当者の名前を管理していますが、これも個人情報ですか。	個人情報です。(2004.10.19)
8	住所だけで個人情報となりますか。	住所だけでは、基本的には個人情報となりません。ただし、その他の情報と容易に照合でき、それによって特定の個人を識別することができれば、その情報と併せて全体として個人情報となることはあるため、ケースバイケースでの判断が必要です。(2004.10.19)

Q

A

1. (2) 「個人情報データベース等」(ガイドライン3頁)

1	冊子になっている市販の職員録は、「個人情報データベース等」に該当しますか。	一定の規則で整理・分類されていて、目次、索引などがあり、容易に検索可能なので、「個人情報データベース等」に該当します。(2005.1.14)
2	メールソフトや名刺について、従業員本人しか使用できない状態であれば、企業の個人情報データベース等には該当しない、ということでしょうか。	従業員の個人的な使用に用いているのであれば、企業にとっての個人情報データベース等には含まれませんが、従業員が企業活動の用に供するために使用しているのであれば、企業の個人情報データベース等に該当することになります。(2005.1.14)
3	個人情報データベース等に該当する事例1に、「電子メールソフトに保管されているメールアドレス帳」とありますが、これについても、他人には容易に検索できない独自の分類方法によりメールアドレスを分類した状態である場合は、個人情報データベース等に該当しないと考えてよいでしょうか。	「メールアドレス帳」に氏名を付してアドレスを保存した場合は、そのアドレス帳の検索機能を使えば、第三者でも特定の個人情報の検索が容易に行えるため、そもそも「他人には容易に検索できない独自の分類方法」となっていないとの整理です。(2005.1.14)

1. (3) 「個人情報取扱事業者」(ガイドライン4頁)

1	社員のデータベースしか持っていない場合は、個人情報取扱事業者とならないということでしょうか。	社員の情報も個人情報ですので、社員が5000人を超える場合は、個人情報取扱事業者となり得ます。(2004.10.19/2005.1.14修正/1.31修正)
2	個人情報取扱事業者に該当した場合には何か届出等の手続が必要なのですか。	届出や認可などの手続は何もありません。(2005.1.14)
3	個人情報取扱事業者に該当しない場合は、何の責任もありませんか。	個人情報取扱事業者に該当しない場合は、法に基づく行政処分が科せられることはありませんが、漏えい事故等で被害が発生したときには、被害者から民事上の損害賠償責任を追求される可能性があります。(2004.10.19/2005.1.14修正)

1. (4) 「個人データ」(ガイドライン6頁)

1	人名録のデータは個人データに該当しますか。電話帳やカーナビとの違いは何ですか。	一般に、人名録の情報は個人データに該当します。電話帳やカーナビとは異なり、氏名、住所等、電話番号以外の情報(所属等)が含まれるからです。(2005.1.14)
---	---	---

Q

A

1. (5) 「保有個人データ」(ガイドライン7頁)

1	6か月以内に消去することとなるものは該当しないとありますが、その起算点はいつですか。	当該個人データを取得したときから起算します。(2005.1.14)
---	--	-----------------------------------

1. (8) 「公表」(ガイドライン10頁)

1	店頭販売が中心の場合でも、ウェブ画面に公表しておけば足りるでしょうか。	基本的には足りませんが、本人の目につきにくくするという目的で、恣意的に、店舗の見やすい場所への掲示を回避してウェブ画面上でのみ公表しておくというような場合には、「公表」が合理的かつ適切な方法によっていない、とされるおそれがあります。(2005.1.14)
---	-------------------------------------	---

2. (1) 個人情報の利用目的関係(ガイドライン14頁～)

1	「利用」とは何でしょうか。	特に定義はありませんが、個人情報を保管しているだけでも、「利用」に当たります。(2004.10.19/2005.1.14修正)
2	当初の利用目的が変更となったためその旨を通知する際、利用目的の範囲に含まれない商品告知等をついでに同封することは問題ないでしょうか。	利用目的の範囲に含まれない商品告知等を行うことはできません。利用目的の達成に必要な範囲を超える利用は、事前に本人の同意が必要となります。(2005.1.14)

2. (2) 個人情報の取得関係(ガイドライン18頁～)

1	サービスを利用した本人から友人を紹介してもらい、その友人の個人情報を取得する、「友人紹介キャンペーン」による取得は個人情報の取得の手段として適正ですか。	事業者が偽ったり、騙したりするなどして、個人情報を不正に取得するのでなければ、法に違反しているということにはなりません。(2005.1.14)
---	--	---

2. (3) 個人データの管理 1) データ内容の正確性の確保(ガイドライン14頁～)

1	個人データ内容の正確性の確保が義務づけられていますが、「正確かつ最新の内容」の程度は、本人の同一性を損なわない程度と理解してよいですか。	個人データの利用目的が達成できる程度に、正確かつ最新の内容に確保(更新等)することが必要です。(2005.1.14)
---	--	--

2. (3) 個人データの管理 2) 安全管理措置(ガイドライン23頁～)

1	会員に対して、本人の情報の変更内容を葉書でお知らせすることは問題がありますか。	葉書に記載されている個人情報は、配達時に本人が直接受け取らないような場合には、家族など第三者がその内容を知り得ることもあります。お知らせする情報の内容によっては、他人に知られたくない情報が記載されていることもあり得ますので、葉書の文面を見ることができないようにするなどの配慮が必要です。(2005.1.14)
---	---	--

Q	A
<p>2 ガイドラインに記載されている、「個人情報保護管理者（チーフ・プライバシー・オフィサー）」については、各事業所ではなく、各企業ごとに設置するという解釈でしょうか。</p>	<p>各事業所ごとに責任者を設置してもよいですが、それらを統括する個人情報保護管理者（チーフ・プライバシー・オフィサー）は各企業ごとに設置するというを想定した記述です。(2005.1.14)</p>
<p>3 「個人情報保護管理者（チーフ・プライバシー・オフィサー）」の選任にあたっては、特段の資格等は不要という整理でしょうか。（無論、専門的知識を持っている者が選任されるほうが、より望ましいとは思いますが。）</p>	<p>個人情報保護管理者の選任にあたっては特段の資格等が必要というわけではありません。(2005.1.14)</p>
<p>4 入館時に備え付けの名簿に住所氏名を記入してもらっています。次の入館者が見える状態ですが、問題がありますか。</p>	<p>当面は、そのような扱いを希望しない来館者に対しては、別の用紙に記入してもらうなどの対応が最低限必要です。来館者の意識、悪用のリスク、名簿の必要性、記載事項の選択、他の代替手段の有無などに基づいて、社会情勢の変化を踏まえて必要かつ適切な措置を講じていくことが必要です。(2005.1.14)</p>
<p>5 業務を委託する際に、委託先との関係でどのような点に注意しなければなりませんか。</p>	<p>法は、委託者に対して委託先監督責任を課していますが、個人情報の取扱いについてなんら取り決めをしないまま、漏えいがあった際の責任を一方的に受託者に押しつける、ということでは、委託先監督責任の観点からは不十分です。個人情報をどのように取り扱うのかについて、事前に、具体的内容について、十分協議して、委託者と受託者の責任分担を明確にしておく必要があります。(2004.10.19/2005.1.14修正)</p>

2. (4) 第三者への提供（ガイドライン36頁～）

<p>1 個人情報を取得するときに、同時に第三者提供についての本人の同意をとっておくことは可能ですか。</p>	<p>そのような扱いも可能です。(2005.1.14)</p>
<p>2 販売した商品について、葉書で登録を受け付けていますが、同梱したソフトウェアの提供会社への登録についてもその葉書の情報をもって代行することは可能でしょうか。</p>	<p>ソフトウェアの提供会社に第三者提供する旨を、利用目的として登録葉書等に明示し、かつ、第三者提供についての同意等の手続をとっておけば可能です。なお、ソフトウェア会社の委託を受けて登録を代行する場合（第三者提供に該当しない場合）は、ソフトウェアの提供会社における個人情報の利用目的を登録葉書等へ明示することが必要となり、第三者提供についての同意等の手続は不要となります。(2005.1.14)</p>

	Q	A
3	その際、第三者提供先である関連ソフトウェア会社における利用目的（新商品の案内等）についても明示しなければならぬのでしょうか。	第三者提供先における利用目的について明示しなければならない法律上の義務はありません。顧客サービスの観点から検討することになります。（2005.1.14）
4	社員の所属部署と内線番号の表を作成して、社内で閲覧できるようにすることは第三者提供ですか。	事業者内での閲覧（提供）は第三者提供ではありません。（2004.10.19/2005.1.14修正）
5	自己破産している当社社員に関する情報を、弁護士が職務上聞きたいと言ってきた場合に、弁護士に社員の情報を提供してもよいですか。	法第23条第1項第1号の法令に基づく場合となり得ます。ただし、プライバシー等の観点から、民法その他の法令や判例を踏まえた対応が必要となります（警察からの任意聴取の場合も同様）。（2004.10.19/2005.1.14修正）
6	当社の提携会社や協力会社から、当社社員にお中元を贈りたいとの理由で、当社社員の連絡先を教えてくださいといわれた場合に、提携会社や協力会社に社員の連絡先を提供してもよいですか。	提携会社や協力会社に社員の個人情報を提供することは第三者提供に該当するため、事前に社員本人から同意を得ておくなどの措置が必要となります。（2004.10.19）
7	保険会社から、保険サービス提供のため、当社社員の氏名や住所を教えてくださいといわれましたが、提供しても問題ありませんか。	提供すること自体は禁止していませんが、第三者提供となるので、事前に本人同意を得ておくなどの措置が必要となります。（2004.10.19）

・ガイドラインの見直し（ガイドライン56頁）

1	経済産業分野を対象とするガイドラインは毎年見直しに努めるとのことですが、仮にガイドラインが毎年変わるようなことがあれば、会社の対応を毎年変えなければならなくなり、大変ではありませんか。	ガイドラインは、必要に応じて毎年見直しを検討していくことを予定しておりますが、内容が修正されるかどうかは検討結果しだいとなります。いずれにせよ、改訂がある場合はパブリックコメントを求め、事業者の御意見などを反映して修正することになります。（2004.10.19）
---	--	---

・個人情報取扱事業者がその義務等を適切かつ有効に履行するために参考となる事項・規格（ガイドライン56頁）

1	プライバシーマークを取得すれば、個人情報保護法を遵守したことになりますか。	プライバシーマークはJIS規格（JIS Q 15001「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」）に準拠して付与していますが、このJISと個人情報保護法の比較をすれば、だいたいの規定においてはJISが個人情報保護法を上回っているといえます。（2004.10.19）
---	---------------------------------------	--

Q

A

<p>2 JIS Q 15001が個人情報保護法を上回っていない部分は例えば何ですか。</p>	<p>JIS Q 15001の適用範囲は、コンピュータ処理された個人情報データベースを利用する事業者ですが、個人情報保護法は、コンピュータ処理されたもの以外の紙で処理した個人情報データベースを利用する事業者も対象としている点や、JISには、委託先における個人情報の利用目的の本人への通知又は公表義務がない点などがあります。ただし、JISには、個人情報に関する法令及びその他の規範を特定し、参照できる手順を確立し、維持しなければならないとの規定がありますので（4.3.2 法令及びその他の規範）、結果的に個人情報保護法の遵守を求められているといえます。（2004.10.19/2005.1.14修正）</p>
<p>3 個人情報保護法を遵守するためにはプライバシーマークがもっとも有効な手段ですか。</p>	<p>何をしたらよいかわからない事業者や、他の企業との差別化を図りたい事業者にとっては、有効といえます。（2004.10.19）</p>

その他、複合的な事案

<p>1 会員名簿を会員に配布する際にはどのような点に注意が必要ですか。</p>	<p>第1に、個人情報を取得するときに、明示する利用目的の中に配布する旨が含まれていることが必要です。その際には、どのような範囲にどのような頻度で配布するのかなど、会員が理解しておくべき内容がわかりやすく示されていることが望ましいといえます。 第2に、第三者提供についての本人の同意等の措置が必要です。少なくとも、会員が掲載を希望しない項目については掲載しないこととするなどの措置が必要になります。 その他、個人データの安全管理措置等、個人情報保護法の一般的な義務が課せられます。（2005.1.14）</p>
<p>2 申込書に記載してもらう個人情報については、取得の状況からみて自明（第18条第4項第4号）といえるので、例えばメールアドレス等を記載してもらう場合でも、利用目的の明示（第18条第2項）は不要と考えていますが、いかがでしょうか。</p>	<p>申込書に記載してもらう個人情報の利用目的は、取得の状況からみて自明である、と簡単に決めてしまうのは早計です。 新たなサービスの案内等、申込内容の確認以外の目的で、メールアドレス情報を利用することは、取得の状況からみて自明の範囲内とはいきれない場合があります。 提携先へ提供することや、名簿を作成して配布することなど、申込受付作業終了後も利用することがあるのであれば、その旨を個人情報の利用目的として、申込書等に明示しておく必要があります。それがなければ、原則として利用することはできません。（2005.1.14）</p>

Q

A

<p>3 メーカーがプレゼントキャンペーンを行うため、代理店に依頼して広告してもらい、代理店を応募先とした場合、代理店からメーカーに対してその応募情報を提供することは問題ありませんか。 また、そのメーカーがその応募情報を使って、ダイレクトメールを送ってもよいですか。</p>	<p>前段については、メーカーからの代理店に対する個人情報収集（取得）の委託と考えられ、委託関係の場合は双方の関係は第三者ではないので、委託者であるメーカーが代理店から提供を受けるにあたっては、第三者提供の場合のように本人からの同意取得等は不要です。なお、この場合、本人から書面で個人情報を取得することとなるため、原則としてキャンペーン広告に個人情報の利用目的を記載（明示）しなければなりません。 後段については、プレゼントキャンペーン広告に、ダイレクトメールを送る旨の記載（利用目的の明示）があれば問題ありませんが、そうでない場合は、メーカーにおける目的外利用となるので、ダイレクトメールを送るのなら、事前に応募者本人から同意を得る必要があります。 (2004.10.19/2005.1.14修正)</p>
<p>4 宅配業者を使って、個人データが記録されているディスクを届けてもらおうと思っていますが、注意すべき点がありますか。</p>	<p>郵便の場合も基本的には同様ですが、宅配業者は物流の効率化を目的としたサービスを行う事業者であることを認識する必要があります。つまり、宅配業者は、通常は配達物の中の情報が個人情報に該当するかどうかを認識することなく個人情報を取り扱っているため、事業の用に供しているとは認められず、義務規定が適用されないものと解されます（6頁【事業の用に供しないため特定の個人の数に算入しない事例】参照）。したがって、宅配業者を利用する場合にはそのような認識のもと利用するか、又は、個人情報の内容によっては、宅配にあたって特約を定めることができるような業者を選ぶことが必要な場合もあります。 (2004.10.19/2005.1.14修正)</p>